

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開		
●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	1	ジェトロ北海道 北海道
●ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて	2	ジェトロ北海道
●新規輸出1万者支援プログラム	3	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	4	北海道
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】	5	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	6	北海道
【2】経営支援・ものづくり		
○中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の第12回公募を開始しました【新規】	1	北海道経済産業局
○第16回小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の公募を開始しました【新規】	2	北海道経済産業局
●ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました	3	北海道経済産業局
●ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました	4	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設しています	5	北海道経済産業局
●北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内	6	北海道経済産業局
●「専門家派遣による経営改善集中支援事業」のご案内【新規】	7	中小企業総合支援センター
○2024年度海外出願支援事業について【更新】	8	中小企業総合支援センター
○「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内	9	中小企業総合支援センター
○2024年度中小企業競争力強化促進事業について	10	中小企業総合支援センター
●「小規模企業者等設備貸与事業」について	11	中小企業総合支援センター
●2024年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集開始について【新規】	12	北海道
○中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金	13	北海道
●新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について	14	北海道
●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	15	北海道
●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について	16	北海道
【3】融資		
●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度	1	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（1/3）	2	北海道
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（2/3）	3	北海道
●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内（3/3）	4	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	5	北海道
●水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内	6	北海道

●ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け関連融資制度のご案内	7	北海道
【4】雇用の確保		
●外国人＆採用企業インタビュー集“Why work in Hokkaido?”を作成しました	1	北海道経済産業局
○キャリアアップ助成金について	2	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内	3	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内	4	北海道労働局
○雇用調整助成金について	5	北海道労働局
○高年齢労働者処遇改善促進助成金について	6	北海道労働局
○人材開発支援助成金のご案内(令和6年度)	7	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	8	北海道労働局
●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	9	中小企業総合支援センター
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について 【更新】	10	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	11	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	12	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内	13	北海道
●労働相談窓口のご案内	14	北海道
●北海道短期おしごと情報サイト	15	北海道
●道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	16	北海道
【5】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 6月開講講座のご案内 【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー 【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内 【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー（6月～8月開講予定）のご案内 【更新】	4	北海道
○洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保に向けた支援について ～人材確保支援事業（補助金）の公募を開始しました～	5	北海道
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1 （中小企業・工業高校等への実技指導）	6	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 2 （公民館・集会所等の公共施設又は民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導）	7	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 3 （地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信）	8	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4 （小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信）	9	北海道職業能力開発協会
【6】その他		
●中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック ～ 2023年度補正予算、2024年度当初予算・税制 ～	1	北海道経済産業局
●「食（しょく）」っていいね！北海道～「北海道のおいしい！」を応援しています！～ 【更新】	2	北海道開発局
●北海道の最低賃金	3	北海道労働局
●「次世代半導体産業立地推進ポータルサイト」のご紹介	4	北海道

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL：011-261-7434

FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

＜ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております＞

Facebook：<https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

◆時間

9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階（ジェトロ北海道内）

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（TEL：011-261-7434）

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際経済係（TEL：011-204-5339）

ジェットロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて

(ジェットロ北海道)

ジェットロ北海道では、「デジタルを活用したジェットロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

<Japan Street (海外バイヤー向けオンラインカタログサイト)>

Japan Street事業は、ジェットロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェットロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリーやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェットロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェットロ経由で見積や商談（オンライン含む）の依頼が届きます。

事業内容	ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト ※事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません
対象者	日本企業及び海外進出日系企業 ※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
対象品目	食品（生鮮品、加工食品、飲料等）、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、医療機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス、コンテンツ分野（映像・音楽・ゲーム・ライセンスビジネス）等
参加費	無料
対象国・地域	全世界
募集締切	2025年3月31日12時00分

◆Japan Street事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

<JAPAN MALL (海外におけるEC販売プロジェクト)>

JAPAN MALL 事業はジェットロが世界各国で連携する EC バイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品についてはジェットロと現地の EC サイトが連携してプロモーションを実施します。

事業内容	海外 EC 事業者の EC サイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。)
対象者	日本企業 (海外進出日系企業を含む)
対象製品	食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等
登録費用	・シンプルプラン：無料 (別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります) ・プレミアムプラン：有料

◆JAPAN MALL事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

◇事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出（越境 EC 含）に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	[登録] 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html [問い合わせ先 (ジェトロ本部)] 電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) [ジェトロ北海道] 電話: 011-261-7434 メール: SAP@jetro.go.jp

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々と、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

◆募集期間(R6年度開催分)

開催期間 募集期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/11～1/10 (募集は終了しました)	3/11～4/10 (募集は終了しました)	6/10～7/10	9/10～10/10

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ（有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店）で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの）（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1) 札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2) 有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ）

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ① 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2) PL（製造物責任）保険に加入していること
- (3) 食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4) 食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5) 食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

◆募集期間（R6年度開催分）

テスト販売期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募 集 期 間	1/4～2/20 (募集は終了しました)	4/1～5/20 (募集は終了しました)	7/1～8/20	10/1～11/20

◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の第 12 回公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省が実施する「事業再構築補助金」の第 12 回公募が開始されましたのでお知らせします。

■事業概要

本事業は、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援するものです。

■第 12 回公募スケジュール

公募開始：令和 6 年 4 月 23 日（火）

申請受付：調整中

応募締切：令和 6 年 7 月 26 日（金）18:00

■申請要件

以下のウェブサイトから最新の公募要領等にて詳細をご確認ください。

事業再構築補助金事務局ホームページ

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

■問合せ先

「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、コールバック予約システムよりご予約ください

よくあるご質問（事務局のウェブサイト）

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>

コールバック予約システム（事務局のウェブサイト）

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>

第 16 回小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省が実施する「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」の第 16 回公募が 2024 年 5 月 8 日 (水) から開始されましたのでお知らせします。

■事業内容

小規模事業者等が持続的な経営計画に基づく、販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、経費の一部を補助するものです。

■公募期間

申請受付締切：2024 年 5 月 27 日（月）17:00

■補助対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

■詳細

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

＜商工会地区の方＞https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

＜商工会議所地区の方＞<https://s23.jizokukahojokin.info/>

■問い合わせ先

＜北海道内の商工会地区の方＞

北海道商工会連合会

TEL:011-251-0102

受付時間：9:00-12:00、13:00-17:00（土日祝日、年末年始除く。）

＜商工会議所地区の方＞

商工会議所地区 補助金事務局

TEL:03-4330-3480

受付時間：9:00-12:00、13:00-17:00（土日祝日、年末年始除く。）

**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

◆ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間: 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL: 011-709-2311 (代表) 内線 2575～2576

011-709-1783 (直通)

FAX: 011-709-2566

E-mail: bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

◆相談窓口一覧

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

[URL] https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf

ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り等に関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置しました。

また、経済産業省では、公的金融機関による資金繰り支援を実施するなど、支援策を講じます。

◆ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311 (代表) 内線 2575～2576

011-709-1783 (直通)

E-mail: bz1-hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地方本部及び各地方経済産業局に設置されています。

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/daihatsu/index.htm>

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設しています**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

TEL：011-709-2311（代表）内線2575～2576

011-709-1783（直通）

FAX：011-709-2566

E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

◆概要

北海道中小企業活性化協議会は、中小企業・小規模事業者の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。また、国が認定する土業等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

◆事業内容

1. 中小企業活性化協議会事業

中小企業活性化協議会の専門家が相談を受け、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応。相談は、原則無料。

(1) 収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

(2) 事業再生支援

金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、借入条件の変更支援や事業再生支援を実施。

(3) 再チャレンジ支援・保証債務整理への支援

「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を実施。

また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理について支援。

2. 経営改善計画策定支援事業

国が認定する土業等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援する事業。

(1) 早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展事業）

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限25万円まで）を支援。

(2) 経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限300万円まで）を支援。

北海道中小企業活性化協議会ホームページ

[URL] <https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

◆問い合わせ先

北海道中小企業活性化協議会

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階

TEL: 011-222-2829 (中小企業活性化協議会事業)

011-232-0217 (経営改善計画策定支援事業)

FAX: 011-222-6162

E-mail: sien15218@bz01.plala.or.jp

「専門家派遣による経営改善集中支援事業」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

原油・原料価格高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の事業活動の維持・継続に向けて、様々な経営課題(経営改善、資金繰り、事業承継、販路開拓、生産性向上、衛生管理、新製品開発等)に応じて専門家を派遣するなどして課題解決に資する助言、指導を行います。

■支援対象者

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(または付加価値額※)が、2019年から2021年の同月の合計売上高(または付加価値額)と比較して、10%以上(付加価値額の場合は15%以上)減少している道内中小企業・小規模事業者。

但し、2021年10月以降に創業した中小企業・小規模事業者については、以下に定める条件にて減少率の要件を満たしていること。

[2021年10月1日～申込日の3か月前までに創業]

・比較期間(減少した期間): 申込日の前月1か月

・基準期間(減少前の期間): 創業日から申込日の前々月の間の一日平均額×比較期間の日数

(※) 付加価値額: 営業利益、人件費、減価償却費を足したもの

■派遣内容

それぞれの課題に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣するほか、職員や経営改善コーディネーター等による支援・アドバイスを行います。

[派遣専門家の例]

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員など

■専門家派遣回数(目安)

1社あたり2回程度(ただし水産加工関連事業者は5回程度)

■派遣費用

無料

■申し込み方法

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

■問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

[札幌本部] 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

TEL 011-232-2402

[道南支部] 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階

TEL 0138-86-6695

[十勝支部] 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内

TEL 0155-67-4515

[釧路支部] 釧路市大町1丁目1番 釧路商工会議所内

TEL 0154-64-5563

[道北支部] 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内

TEL 0166-68-2750

[日胆支部] 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内

TEL 0143-47-6410

[オホーツク支部] 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内

TEL 0157-31-1123

■ホームページ

https://www.hsc.or.jp/consul/expert_kaizen/

2024年度海外出願支援事業について [更新]

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、海外特許出願等に取り組む道内中小企業者等を支援する海外出願支援事業(特許庁・北海道経済産業局事業)の募集を実施します。

◆募集期間

2024年4月24日(水)～5月31日(金)

◆対象者 道内の中小企業者等

(ア) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。

ただし、みなし大企業を除く。

(イ) 地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)。

※次のいずれかに該当していること

・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画していること。

・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。

◆対象となる海外出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願を行っている出願であって、次の(ア)～(エ)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。

(ア) パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁へ出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

(イ) 特許協力条約に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件)。

(イ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という。)に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法(この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)

(エ) マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法。

※外国特許庁へ出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁へ出願が申請者である中小企業者等による出願であること。

◆補助限度額

補助率 1/2 以内

①1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円

②1出願に対する1事業年度内の補助限度額

(ア) 特許出願 150万円

(イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願(冒認対策商標を除く) 60万円

(ウ) 冒認対策商標 30万円

◆補助対象経費

外国特許庁へ出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他特に必要と認められる経費

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター企業振興部 企業振興 G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/

E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

2024年4月15日(月) ～ 5月24日(金)

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 企業振興 G

TEL:011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

◆ ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/>

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100万円	1/2以内
地域資源活用型事業化実現事業	道内の中小企業者等	道内の地域資源(※2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150万円	
製品開発チャレンジ支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は2023年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者(計画期間内の事業者に限る。)

※3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源

2024年度中小企業競争力強化促進事業について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等を対象とした2024年度中小企業競争力強化促進事業の募集を実施します。

◆募集事業

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等(道内において行われるものを除く。)への出展に要する経費 ※オンライン展示会の場合は 国内実施(上限100万円)扱いとなります	国内実施 100万円 国外実施 200万円	1/2 以内
②コンサルタント等招へい支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング又は脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成に向けた取組等のコンサルタント等の招へいに要する経費 ※オンラインによるコンサルティングも対象となります	100万円	
③産業人材育成事業(派遣)	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50万円 (1人当たり)	
④産業人材育成事業(招へい)	脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等の社会経済情勢の変化に対応するなど、競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むために行う講師を招へいして実施する研修会等に必要な経費	50万円	
⑤テレワーク導入支援事業 (産業人材育成・確保支援事業(確保事業))	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方の導入に要する経費	60万円	
⑥市場対応型製品開発支援事業(一般)	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	300万円 (うち市場調査等に要する経費200万円)	
⑦市場対応型製品開発支援事業(特定産業分野)	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等、環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500万円 (うち市場調査等に要する経費200万円)	
⑧市場対応型製品開発支援事業(共同研究開発)	道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500万円 (うち市場調査等に要する経費200万円)	

◆募集期間 2024年4月18日(木)～＜一次締め切り＞5月24日(金)＜二次締め切り＞6月7日(金)

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 企業振興G 電話 011-232-2403

ホームページ <https://www.hsc.or.jp/> E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対 象 設 備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利 率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% （※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
		リース	毎月払い
	保 証 金	割賦	貸与金額の 5%
		リース	なし
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申 込 受 付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申 込 先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。		

（※）貸与条件等とは変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

（公財）北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

2024年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集開始について **[新規]****(北海道)**

北海道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、1998年度より道内の中小企業等が開発した優れた新技術・新製品に対し「北海道新技術・新製品開発賞表彰」を行っております。

◆表彰対象

2022年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。）

◆表彰の種類・基準

表彰は次の3部門とし、各部門の対象業種及び評価項目は次のとおりです。

部門ごとに、大賞1件、優秀賞1件、奨励賞1件を選定します。

なお、応募にあたっては、いずれか1部門とし、各賞の選定された応募案件を対象としてゼロカーボン特別賞を選定します。

部 門	対象業種※1	評価項目
ア ものづくり	・大分類「製造業」のうち、中分類「11～32」 ・大分類「情報通信業」のうち、中分類「39、40」	・①新規性・独創性 ・②技術的優位性 ・③市場性 ※ゼロカーボン（任意）
イ 食品	・大分類「製造業」のうち、中分類「9、10」	・①新規性・独創性 ・②デザインの優位性 ・③市場性 ※ゼロカーボン（任意）
ウ デザイン	・大分類「製造業」のうち、中分類「9～32」	・①新規性・独創性 ・②デザインの優位性 ・③市場性 ※ゼロカーボン（任意）
ゼロカーボン特別賞	・上記各部門評価により大賞・優秀賞・奨励賞に選定された応募案件の中から1件	・①製品の開発・製造過程におけるゼロカーボン効果 ・②製品を利用することにより得られるゼロカーボン効果

※1 対象業種は「日本標準産業分類」によります。

◆応募資格

①道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人

②上記①を主要な構成員としたグループ

◆応募期限

2024年6月28日（金）

◆募集案内

北海道経済部産業振興局産業振興課のホームページでご案内しています。申込書等のダウンロードも以下のURLをご参照ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/R6shinseihinkaihatsushou.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係

TEL：011-204-5323／E-MAIL：keizai.sangyoushinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金

(北海道)

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等に対して、省エネ設備の入替経費を助成し、持続的なコストダウンに係る取組を支援します。

助成対象

対象事業者	中小企業者等
売上要件	令和4年(2022年)1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(又は付加価値額)が、平成31年(2019年)から令和3年(2021年)の同月の合計売上高(又は付加価値額)と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること
助成率	1/2以内または3/4以内※
助成上限額	100万円
対象経費	省エネ設備への入替に係る設備費、設計費、工事費

※ 売上要件における売上減少が20%(付加価値額の場合は25%)以上の場合、3/4以内の助成率を適用

事業スケジュール

(第2回募集)

- 4月24日(水)・・・募集開始
- 5月31日(金)・・・募集締切
- 6月・・・交付決定通知

※第1回募集は、2月26日(月)～3月31日(金)に実施

※第3回募集(7月実施予定)の期間については、改めて決定

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<https://shou-ene-hkd2024.jp>

お問合せ先

北海道中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金事務局

TEL: 011-795-4163

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各（総合）振興局に設置しています。

◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③面談による相談を希望される場合は上記の連絡先まで事前予約をお願いします。

◆URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

※パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項 目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。 (令和5年度～)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度～)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

◆詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

◆問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-206-0494)

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しております。

◆設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階）

◆相談受付時間

平日8:45～17:30

◆相談内容

経営・金融相談

◆電話番号

011-204-5827

◆メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

◆当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syokou/42606.html>

◆当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定を行い、通常とは別枠で最大 2.8 億円の信用保証を可能としています。また、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための信用保証制度（コロナ借換保証）を 2023 年 1 月 10 日から開始するとともに、早期の経営改善や事業再生を後押しするための信用保証制度の要件拡充（経営改善サポート保証（感染症対応型）、信用保証付債権 DDS）を 2023 年 1 月 31 日より実施しています。

政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫によるスーパー低利融資について、債務負担が重い事業者（債務償還年数が 13 年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、2023 年 2 月 1 日から要件を緩和し、借換えの円滑化を図っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL: 011-709-2311 (内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内 (1/3)

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、借換需要に対応する、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付 [認定企業]	経営環境変化対応貸付 [認定企業] (伴走支援型)
融資対象	① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた ② セーフティネット保証5号の認定を受けた ③ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ④ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑤ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資金使途	事業資金 (道融資制度の既往残高の借換えに要する資金も対象 ※) ※新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ融資の既往残高も対象 ※道制度融資以外の既往残高は対象外	
融資金額	2億円以内	1億円以内(左記2億円の内数)
融資期間	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置5年以内)
融資利率	[固定] 1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) [変動] 1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)	[固定] 1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) [変動] 1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付き (伴走支援型特別保証) となります。
保証料率	年 0.41%～年 0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%割引)	0.2% (通常保証料率 0.85%) ※融資対象①及び②の場合 0.2%～1.15% (通常保証料率 0.45%～2.20%) ※融資対象③～⑦の場合
取扱期間	中小企業信用保険法の指定の期間内	令和6年(2024年)6月30日まで (6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。) ※特段の状況の変化がない限り取扱期間の延長はございません。

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/ninteikigyokorona-yyushi.html>

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/ninteikigyokorona-yyushi2.html> (伴走支援型)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内 (2/3)

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	ライフステージ対応資金	経済環境変化対応資金
	企業体質強化貸付 (資本金ローン協調)	コロナ克服サポート貸付
融資対象	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本金劣後ローン) の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証 (※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 ＜コロナ克服に向けた取組例＞ 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	4億円以内	1億円以内
融資期間	15年以内 (うち据置5年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	【固定】 1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	取扱金融機関の定める方法によります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き (経営改善サポート保証) となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。	すべて北海道信用保証協会の保証付き (コロナ克服サポート保証) となります。
取扱期間	令和6年(2024年)6月30日まで (※6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。)	令和7年(2025年)3月31日まで

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shihonseironkyouchou.html> (企業体質強化貸付)

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/107893.html> (コロナ克服サポート貸付)

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について記載しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内 (3/3)

(北海道)

◆申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業（従来型、伴走支援型）、企業体質強化貸付（資本性ローン協調）、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※ 2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※ （公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

◆取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載した Web ページを開設しました。

Web ページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業等にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業等で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	・中小企業に勤務する方 ・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方	・非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	・2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方	・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）		① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60％（※1）		年0.60％	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者の場合については、2025年3月末申込受付分まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付 [認定企業] (イ)	経営環境変化対応貸付 [災害復旧]
融資対象	① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期比で5%以上減少している方 ② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方	道が必要と認める地域内（日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内）に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けている方
資金使途	事業資金（設備資金・運転資金）	運転資金
融資金額	2億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置3年以内）	10年以内（据置2年以内）
融資利率	【固定】 1.0%（融資期間5年以内の場合） 1.2%（融資期間10年以内の場合） 【変動】 1.0%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%（9段階）	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%（9段階） ※通常の保証料率から10%割引された料率となります
取扱期間	令和6年（2024年）6月30日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け関連融資制度のご案内

(北海道)

道では、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経営環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 ア・B(SN2号)	経営環境変化対応貸付【認定企業】 イ(道特認)
融資対象	セーフティネット保証2号(中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定)の認定を受けた中小企業者等 ※セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。 認定基準は次のとおり。 次の①～②のいずれかに該当し令和5年8月24日以降1か月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの ①諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者(取引依存度:20%以上) ②諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者(取引依存度:20%以上)	ALPS 処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等
資金使途	事業資金(設備資金・運転資金)※道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象	
融資金額	2億円以内 ※設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度	
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	
融資利率	【固定】 1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 セーフティネット保証2号の適用で 普通保険適用の場合 年0.70% 無担保保険適用の場合 年0.68% 特別小口保険適用の場合 年0.48%	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合年0.72%
取扱期間	令和6年(2024年)8月23日まで	令和6年(2024年)9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	
ポイント	セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。	間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/170744.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

外国人＆採用企業インタビュー集 “Why work in Hokkaido？” を作成しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、外国人材の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進・地域経済の活性化を目指し、外国人材のリクルーティングを促進する取組を進めています。

このたび、外国人雇用の不安や疑問点を少しでも払拭し、道内企業の外国人材活用促進の一助とすることを目的に、道内企業で働く外国人と採用企業のインタビューをまとめた冊子を作成しました (A4 判 36 ページ・無料)。

◆掲載企業・大学 ※掲載順

(株)北海道アルバイト情報社

札幌国際大学

(株)りんゆう観光

(株)一寸房

西山製麺(株)

(株)はなまる

(株)フジタコーポレーション

社会福祉法人パートナー

(株)アグリライフ

(株)大東

(株)だるま

ハミューレ(株)

社会福祉法人溪仁会

その他、札幌出入国在留管理局へのインタビューなども掲載しています。

◆入手方法

以下のウェブサイトからダウンロードできます。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20240328/index.htm>

冊子の郵送を希望の方は、氏名、所属、送付先住所、連絡先電話番号、希望部数を明記の上、以下の問い合わせ先まで E-mail で連絡してください。

※提供いただいた情報は、本資料送付の目的以外には一切使用しません。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-2311 (内線 2604)

E-mail: bz1-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和6年4月1日改正)

助 成 内 容		助 成 額
		※ ()は大企業の額
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)	① 有期→正規:80万円 (60万円) ② 無期→正規:40万円 (30万円) ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合に以下の助成額を加算 1人当たり28万5,000円 (大企業も同額) ※ 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算 ①1人当たり9万5,000円 (大企業も同額) ②1人当たり4万7,500円 (大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練を除く)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 ①1人当たり9万5,000円 (大企業も同額) ②1人当たり4万7,500円 (大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 ①1人当たり 11万円 (大企業も同額) ②1人当たり5万5,000円 (大企業も同額) ※ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり40万円 (30万円)
障害者 正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円 (90万円) ② 有期→無期: 60万円 (45万円) ③ 無期→正規: 60万円 (45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円 (67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円 (33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円 (33万円) ※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等 改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合(1人当たり)	① 賃金を上昇(3%～5%未満)させた場合:5万円 (3万3,000円) ② 賃金を上昇(5%以上)させた場合: 6万5,000円 (4万3,000円) ※ 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円)
賃金規定等 共通化 コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	60万円 (45万円)
賞与・退職 金制度導入 コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	40万円 (30万円) ※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円 (12万6,000円)
社会保険 適用時処遇 改善コース	有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合(1人当たり)	① 賃金総額を15%以上増額させた場合:最大50万円 (最大37万5,000円) ※ 6か月ごとに10万円 (7万5,000円) ② 週所定労働時間を延長した場合:30万円 (22万5,000円) ③ ①と②を併用した場合:最大50万円 (最大37万5,000円) ※ 1年目に①を実施し、2年目に②を実施

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)
TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

●主な受給要件

- 1 令和5年11月29日以降にものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」※1の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。
※1 「製品・サービス高付加価値化枠」に限る。また、事業計画書に記載する「実施体制」の中の人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
 - 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の①～③の全ての条件を満たすこと。
 - ①雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。
 - ②期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。
 - ③「ものづくり補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
 - 3 対象労働者の雇い入れ日前6ヶ月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
 - 4 生産指標がものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
 - 5 対象労働者については、「ものづくり補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者。
 - ①次のaかbのいずれかに該当する者。
 - a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。
 - b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。
 - ②1年間に350万円以上の賃金※2が支払われる者。
- ※2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

●助成金の支給額

- 1 助成額
 - ①中小企業：250万円/人※3（125万円×2期※4）
 - ②中小企業以外：180万円/人※3（90万円×2期※4）

※3 一事業主あたり5人までの支給に限る。

※4 雇い入れから6ヶ月を支給対象期の第1期、次の6ヶ月を第2期として、6ヶ月ごとに2回に分けて支給。
- 2 助成対象期間
1年間

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk_eijinzaikakuhotou_00001.html

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象
- (2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

2 対象となる事業主

- (1) 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元のみが対象

※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません

●助成金の支給額

○助成率

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額
- ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額

※出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○上限額

8,490円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和5年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

雇用調整助成金について

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●主な支給要件

- イ 最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して 1 年を超えていること。

●受給手続

- イ 事業主が指定した 1 年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から 2 か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

●支給額

※対象労働者 1 人 1 日あたり 8,490 円が上限です。（令和 5 年 8 月 1 日現在）

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（※）	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額（支給対象者 1 人 1 日あたり）	1,200 円	

令和 6 年 4 月 1 日以降に開始する対象期間からは、累計の支給日数が 30 日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10 未満	中小企業	1/2	1,200 円
	大企業	1/4	
1/10 以上 1/5 未満	中小企業	2/3	
	大企業	1/2	
1/5 以上	中小企業	2/3	1,800 円
	大企業	1/2	

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL: 011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

◆主な支給要件

- ・すべての算定対象労働者の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金と、60歳時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金を比較して、75%以上増額していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額 (A) が増額改定前6ヶ月間の受給総額 (B) と比較して減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

◆支給額

上記 (B) から (A) を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$) を乗じた額

◆支給申請回数

最大4回 (6ヶ月×4回)

◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 (雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

人材開発支援助成金のご案内(令和6年度)

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対して助成）		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
④ 事業展開等リスキリング支援コース		
事業展開等やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 () 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※4		賃金要件等を 満たす場合※4		賃金要件等を 満たす場合※4
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	－	－
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	－	－
		OJT	－	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	－	－
		OJT	－	－	－	－	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
	② 教育訓練休暇等付与コース			－	－	30万円	36万円	－
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－	－
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円※4	－	75%	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	－	－
		OJT	－	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	－	－	60% (45%)	75% (60%)	－	－
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	－	－	45%	60%	－	－
	長期教育訓練休暇制度		960円※5 (760円)	－ (960円)	20万円	24万円	－	－
	教育訓練短時間勤務等制度		－	－	20万円	24万円	－	－
④ 事業展開等リスキリング支援 コース		OFF-JT	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。

※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。

※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学等を利用した場合の助成。

※5 有給休暇の場合のみ助成。

※6 訓練終了後に5訓練要請書に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、賃格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練要請書に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

人への投資を強化するため、現在政府では、5年間で1兆円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆様からの提案等をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設しました。

「人への投資促進コース」には以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

定額制訓練

定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	資金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	資金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 （※有給休暇の場合）
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

**人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です)。
また、令和6年3月をもって、介護福祉機器助成コースは廃止となりました。**

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

雇用管理制度助成コース(新規計画受付休止中) ※令和4年度より休止中。再開時期は未定

事業主が、新たに認定された雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給します。

人事評価改善等助成コース(令和6年4月受付再開)

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2(上限57万円)を支給します。

中小企業団体等助成コース

都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して、事業の実施に要した支給対象経費の2/3(構成中小企業数による上限あり。)を支給します。

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html
- ・外国人就労環境整備助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し道外からの人材誘致を図るため、プロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し人材ニーズの掘り起こしを行い、民間ビジネス紹介事業者へ取次ぐことを目的とする事業です。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆運営体制

＜札幌本部＞

人材戦略マネージャー 榎本 泰己

サブマネージャー 山田 仁美

＜サテライト拠点＞

サテライトマネージャー（十勝） 田巻 幸男

サテライトマネージャー（日胆） 齋藤 亘

サテライトマネージャー（オホーツク） 塚崎 敏久

サテライトマネージャー（道南） 仁科 健

サテライトマネージャー（釧根） 林 雄貴

サテライトマネージャー（道北） 鈴木 康明

◆営業時間

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 9:00～17:00

◆問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター ((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2405

◆ホームページ

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談 (同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆6月の事業所向けセミナー

・人材確保・人材開発支援セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① 従業員の人材開発のための支援セミナー	6月4日 (火) 14:00～15:30
② 従業員の職場定着、環境整備のための支援セミナー	6月11日 (火) 14:00～16:00
③ 魅力ある求人の出し方セミナー	6月18日 (火) 14:00～15:30
※①は、60分のセミナーの後、高齢・障害・求職者雇用支援機構から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)	

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

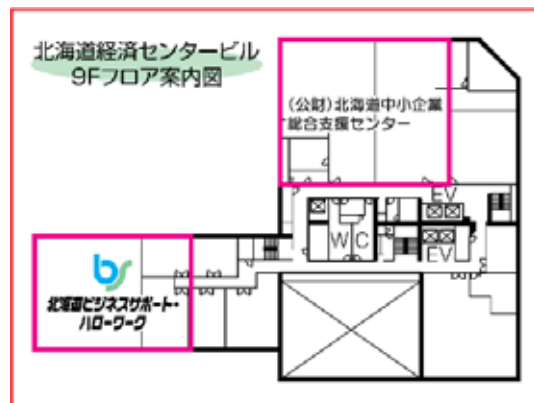
◆センター概要

開庁時間:月曜日～金曜日 9:30～17:00 (土日祝日及び 12/29～1/3 はお休み)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方 5 拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）

TEL: 011-209-4510（月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00）※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16ヶ所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

巡回相談の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (Tel:011-204-5354)

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和6年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給（基本支給+上乗せ支給）の対象となることがあります。

●基本支給 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）[厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対 象 労 働 者 の 数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

●対象地域

振興局	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空 知	なし
石 狩	石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
後 志	なし
胆 振	なし
日 高	なし
渡 島	函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡戦法華村、旧茅部郡南茅部町の区域）、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上 川	なし
留 萌	羽幌町（焼尻島、天売島の区域）
宗 谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	なし
十 勝	なし
釧 路	厚岸町（小島の区域）
根 室	なし

※指定地域 25市町村【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

●特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種
上乗せ支給

**(例)50万円/人×3人
=150万円**

基本支給額（最大3回）に加え、
初回のみ上乗せ支給を受けられます

※特例支給は、対象となる業種等の条件
があります。

※1事業所あたり20人が上乗せ支給の
上限人数

地域活性化雇用創造プロ
ジェクト事業に参加すると
道内全域に拡大

【道雇用労政課HP】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/chikaikin.html>

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話（フリーダイヤル）で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、4月28日～5月6日、8月11日～15日、12月28日～1月6日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各（総合）振興局でも相談を受け付けています。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30（祝日、12月28日～1月5日を除く）

■下記ホームページにも掲載しています。

[URL] <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることで、生産維持・事業継続をサポートします。

◆北海道短期おしごと情報サイト

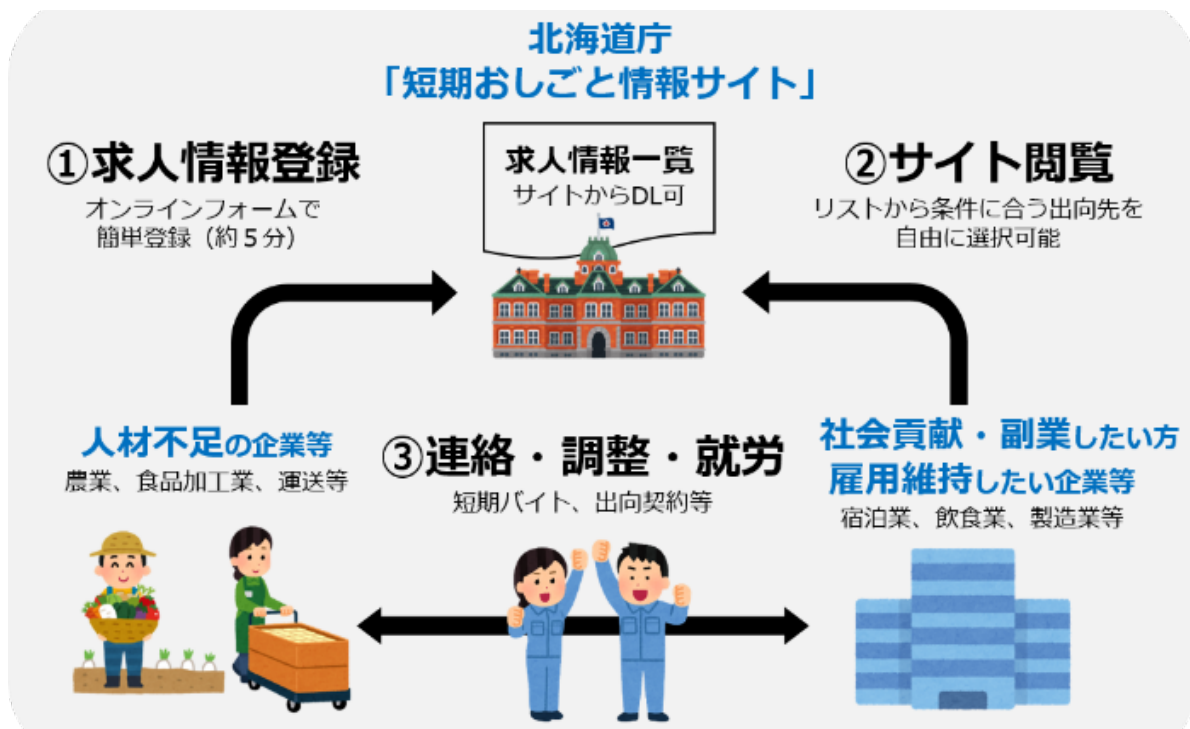
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>

◆開設

令和2年4月23日



◆活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
（休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です）
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（TEL:011-251-3896）

【UIターン新規就業支援事業】
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内

(北海道)

「UIターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（※）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。
是非ご活用ください。

（※令和5年度では道内132市町村が実施しています。）

◆移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）

○東京23区から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます

○移住支援金は**単身 最大60万円、世帯 最大100万円**です。

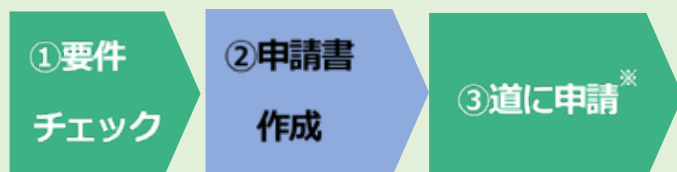
※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

◆法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人等登録の受付



(登録マニュアル)



・まずは**登録マニュアル**で**登録要件**をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/houjinmanual.html>

・提出は**メール(様式Excel)**にて受け付けます(提出先アドレス⇒登録マニュアル参照)。

メール提出が難しい場合はご相談ください。

提出先メールアドレス: jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 6月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2024年6月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

◆◇ ご案内 ◇◇

2024年度の上半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

<https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2024/asahikawa/index.html>

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

旭川校 HP



中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ (<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>) をご覧下さい。

No. 7 コミュニケーション活性化講座
～ 信頼関係を高め、一体感を生む職場づくり ～

この研修では、管理者に求められる傾聴力の強化を図り、良い信頼関係を構築するための方策を演習を通じて学び、自社への浸透、定着、さらに組織活性化につなぐための「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮させ、職場の活性化につなげることができます。
3. さまざまな場面設定によるロールプレイングで新たな気づきを得ることができます。

◆研修期間 6月4日(火)～6月6日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 コンサルタントネットワーク株式会社 取締役副社長 本田 祐美 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2024/AS240070.html>

No. 8 中堅管理者研修 (6月開講)
～ さらなる成長への脱皮とマネジメントの向上へ ～

この研修では、新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得ることをねらいとし、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学び、また、これらを自社へと波及させていくための自身の行動計画を作成していきます。

◆この研修のポイント

1. 中堅管理者が突き当たる壁を乗り越える方法を学びます。
2. 同じような環境にいる他者との交流により、視野が広がります。
3. 自身とは異なる他者との関係におけるさまざまな対応方法を学びます。

◆研修期間 6月12日(水)～6月14日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 溝井&パートナー経営コンサルティング事務所 代表 溝井 伸彰 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2024/AS240080.html>

No. 9 Web マーケティング講座
～ マーケティングの基本を学び「売れる仕組みづくり」へ ～

この研修では、Web サイトを活用した「売れる仕組み」の全体像を理解し、自社の現状を振り返りながら、売上に繋がる Web サイト構築のポイントを学びます。また、Web サイトの効果的な運営方法や、営業との連携方法を学び、自社 Web サイトを活用して売上を向上させるための具体的な道筋を検討します。

◆この研修のポイント

1. インターネットを使ったマーケティングの全体像を理解した上で、自社の認知度向上に繋がる Web サイトの活用手法を学びます。
2. Web サイトの改善に必要な自社の魅力を整理し、効果的な伝え方を学びます。
3. Web サイトの運営方法や営業活動との連携方法を学び、実践できる Web サイト活用のノウハウを身につけます。

◆研修期間 6月18日(火)～6月19日(水) 2日間

◆研修時間 14時間

◆対象者 管理者、新任管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2024/AS240090.html>

No. 10 DX・デジタル化の進め方
～ 業務をデジタル化するための第一歩を学ぶ ～

この研修では、DX・デジタル技術の進展が中小企業に与える影響を理解したうえで、実際にデジタル技術を活用して成果を上げている中小企業の事例や最新のデジタルツールの活用法を押さえ、自社のデジタル化に向けた構想を検討します。

◆この研修のポイント

1. DX・デジタル化の進展が中小企業に与える影響を理解します。
2. 最新のデジタルテクノロジーと中小企業での活用法が学べます。
3. 自社のビジネスモデルや業務プロセスを整理し、デジタル化に向けたイメージを描きます。

◆研修期間 6月20日(木)～6月21日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社カレッジフェイス 代表取締役 岩岡 博徳 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2024/AS240100.html>

No. 11 リスク管理の考え方・進め方(札幌開催)
～ 自社のリスクを把握し、正しく評価する方法を学ぶ ～

この研修では、全社的なリスクマネジメントの必要性を理解した上で、自社のリスクを抽出・分析し、リスクマネジメントを実行するための体制づくりと、リスクマネジメントを実施するプロセスを学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業活動におけるリスクマネジメントの必要性を基礎から学びます。
2. 演習を通じて、リスクコントロールのための考え方を実践的に学びます。
3. 自社のリスクの洗い出し、リスクの評価や分析を行います。

◆研修期間 6月24日(月)～6月25日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役社長 浅野 睦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2024/AS240110.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

＜令和6年度能力開発セミナー開催予定（5月～7月） 受講申込受付中！！＞

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M102	2次元CADによる機械設計技術 (BricsCAD編)	6/19-21 (18H)	10	14,000
	1M116	半自動アーク溶接技能クリニック	6/24-25 (12H)	8	22,000
	1M118	TIG溶接技能クリニック	6/27-28 (12H)	8	21,000
	1M510	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによるQC7つ道具活用編)	7/1- 2 (12H)	10	8,000
	1M103	3次元CADを活用したソリッドモデリング技術 (SolidWorks編)	7/9-10 (12H)	10	11,000
	1M105	3次元CADを活用したアセンブリ技術 (SolidWorks編)	7/11-12 (12H)	10	11,000
	1M107	3Dプリンタを用いた製品試作における造形技術	7/18-19 (12H)	10	10,000
	1M512	生産プロセス改善のための統計解析	7/31-8/1 (12H)	10	8,000
電気・電子	1D304	PLC制御の応用技術 (ST編)	6/ 5- 6 (12H)	10	9,000
	1D309	PLCによるタッチパネル活用技術	6/10-11 (12H)	10	9,000
	1D302	PLCプログラミング技術	7/ 2- 3 (12H)	10	9,000
	1D307	PLC制御の応用技術 (応用命令編)	7/ 4- 5 (12H)	10	9,000
	1D209	一般用電気工作物の施工技術	7/ 6- 7 (12H)	10	14,000
	1D312	実習で学ぶ画像処理・認識技術 (Python編)	7/10-11 (12H)	10	7,500
	1D210	一般用電気工作物の施工技術 (応用)	7/13-14 (12H)	10	14,000
	1D315	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術 (Python編)	8/ 7- 8 (12H)	10	7,500
	1D202	有接点シーケンス制御の実践技術	8/20-21 (12H)	10	8,500
	1D205	シーケンス制御による電動機制御技術	8/22-23 (12H)	10	8,500
	1D221	電気系保全実践技術 (有接点シーケンス編)	8/26-27 (12H)	10	7,500
居住	1D218	低圧電気設備の保守点検技術	8/29-30 (12H)	10	8,000
	1H401	実践建築設計2次元CAD技術 (Jw__CAD 製図支援編)	6/ 5- 6 (12H)	10	7,000
	1H501	冷媒配管の施工と空調機器据付け技術	7/ 6- 7 (12H)	10	14,000
	1H402	実践建築設計2次元CAD技術 (Jw__CAD 製図支援編)	7/10-11 (12H)	10	7,000
	1H406	実践建築設計2次元CAD技術 (Jw__CAD 作図効率向上編)	7/18-19 (12H)	10	7,000
	1H407	在来木造住宅設計実践技術 (Jw__CAD 平面図・立面図・断面図作製編)	7/24-25 (12H)	10	7,000
	1H410	木造住宅の断熱材施工法の実践技術 (寒冷地における住宅の省エネについて)	8/ 1- 2 (12H)	10	11,000
	1H507	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	8/24-25 (12H)	10	8,500

※会場はすべてポリテクセンター北海道 (札幌市西区二十四軒) です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)

生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当 (訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

<令和6年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！> ※1名から受講可能

コース名	開催日	定員 (人)	実施 エリア	実施 会場	受講料 (税込)	受講申込 期限日
後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割	7/8 (月)	15	函館市	ポリテクセンター 函館	3,300 円	5/31 (金)
効率よく分析するための データ集計	7/19 (金)	15	札幌市	パソコンスクールパルティス バスセンター前校	2,200 円	6/12 (水)
ピボットテーブルを 活用したデータ分析	7/23 (火)	15	旭川市	ネクストステップ ラーニングカレッジ	2,200 円	6/14 (金)
成果を上げる業務改善	7/26 (金)	20	札幌市	ポリテクセンター 北海道	3,300 円	6/19 (水)

サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、**2か月間920円(税込)**で繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。詳しくはホームページをご覧ください。

【組織力強化のためのマネジメント3コース】

①業務効率向上のための時間管理 ②成果を上げる業務改善 ③職場のリーダーに求められる統率力の向上

DX人材の育成をサポートしています

■こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

■まずはお問い合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全58コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1～5日間（4～30時間）で設定可能です。
- ・1人あたり**2,200円～6,600円(税込)**で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。（企業に講師を派遣します）

【お問い合わせ先】

ポリテク北海道 生産性



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部（ポリテクセンター北海道）
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



能力開発セミナー（6～8月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R6.6月～8月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設 (該当:○)		昼夜別 (該当:○)		実施時期	訓練時間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	2級管工学科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		R6.8.20 ～ R6.10.18	3	21	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科(1級コース・2級コース)	施工法 (家具製作)	旭川市	○		○		R6.6.15 ～ R6.6.16	2	14	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	観光サービス科Ⅰ	ベトナム語基礎	稚内市		○	○		R6.6.7 ～ R6.6.28	4	12	10
	IT活用科Ⅰ	ビジネスマナーとアプリの活用	中川町		○	○		R6.6.12 ～ R6.6.26	3	12	15
	自動車整備科	三級シャシ	稚内市		○	○	○	R6.7.8 ～ R6.9.12	38	134	10
	観光サービス科Ⅱ	おもてなし英会話	稚内市		○		○	R6.8.22 ～ R6.10.10	8	16	10
	IT活用科Ⅱ	ドローンの活用	猿払村		○	○		R6.8.30 ～ R6.8.31	2	12	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	エクセル中級科	エクセル応用	遠軽町		○		○	R6.6.18 ～ R6.7.11	8	24	10
	エクセル中級科	エクセル応用	北見市	○		○		R6.7.16 ～ R6.7.31	3	21	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード・エクセル基礎	室蘭市	○			○	R6.6.3 ～ R6.7.4	20	40	15
	OA事務科	ワード応用	室蘭市	○			○	R6.7.22 ～ R6.8.21	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7887	自動車整備科 (3級)	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	R6.6.10 ～ R6.9.10	47	141	20
	電気工学科 (第一種)	第一種電気工事士 学科講習	苫小牧市	○		○		R6.8.29 ～ R6.9.19	7	49	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル・ワード(2021) 中級	帯広市	○			○	R6.6.18 ～ R6.7.18	10	20	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市	○			○	R6.8 ～ R6.10	10	20	15
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	パソコンビジネス基礎科	初歩の情報ビジネス	札幌市		○		○	R6.6 ～ R6.7	6	12	10
	パソコン基礎科	ビジネスアプリケーション基礎	旭川市		○		○	R6.6 ～ R6.7	10	20	10
	パソコンビジネス実践科	パワーポイントとビジネスコミュニケーション	札幌市		○		○	R6.7 ～ R6.9	8	16	10
	パソコン実務科	ビジネスアプリケーション活用術	旭川市		○		○	R6.8 ～ R6.9	6	12	10

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保に向けた支援について
～人材確保支援事業（補助金）の公募を開始しました～

（北海道）

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得を補助します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く ※道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1／2以内
補助上限額	50万円以内／1名 ※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講料・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上費、講師謝金 等

◆募集期間

令和6年（2024年）4月1日（月）～令和7年（2025年）3月14日（金）
※募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

◆申請方法

①事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。
補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

②申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/163024.html>

③書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2週間程度要します。
補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

◆申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部ゼロカーボン産業課 風力係（担当：清原、柳屋）
TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です
本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1

中小企業・工業高校等への実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

- ・中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
 - ・業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む）
 - ・工業高等学校（公共職業能力開発施設を除く）
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

- ・中小企業・業界団体：・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
 - ・工業高等学校：・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
・技能検定3級の受検資格付与に係る指導
- （派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。）

3 指導回数

- ・工業高校等の学生
 - ①技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：原則10回まで
 - ②上記以外の実技指導：原則1回まで
- ・その他の技能者：原則15回まで

4 コーナーによる経費負担

講師謝金、講師旅費、材料費をコーナーが負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2
公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの
ものづくりマイスターの派遣による実技指導
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

2 派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3 実技指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3
地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

2 派遣指導の依頼者

地域若者サポートステーション事業実施団体

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

ニートの若者を対象としたものづくり体験等（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4
小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信
(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容
（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック
～ 2023 年度補正予算、2024 年度予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2024 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。

※公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/guidebook.pdf>

ガイドブック掲載事業は、以下のウェブサイトをご覧ください。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311 (内線 2521)

E-mail: bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

「食（しょく）」っていいね！北海道【更新】
～「北海道のおいしい！」を応援しています！～

（北海道開発局）

北海道開発局では、「第9期北海道総合開発計画」の目標「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策の一つとして掲げている「食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展」を目指して、皆様に北海道産農水産物への関心を高めていただくため、広くその魅力を発信しています。

これまで、北海道の「食」の高付加価値化を目指す取組として、

- 北海道外からの食関連立地企業と誘致活動をしている自治体等へのインタビュー
- 北海道産農産物のうち加工用として注目度の高い「新品種」のPR

を、動画やレポートにまとめて掲載してきましたが、新たに

- 「北海道のおいしい！」応援隊

のカテゴリを追加し、多くの方々に北海道産農水産物の魅力を知っていただくことで「北海道産農水産物への関心」を高めていただきたいと思います。

シマエナガの「ひんな」と「いぺ」が北海道の農水産物を食べたり紹介したりして「北海道のおいしい！」をたくさん応援しますので、ぜひご覧ください。

NEW!! あま〜いお砂糖、何からできる？ーてん菜編ー を掲載しました！

https://www.youtube.com/watch?v=c_FZQKy4YI4

◆HPはこちら

北海道開発局ホームページ（食料・農業関連情報ー「食（しょく）」っていいね！北海道）

<https://www.hkd.mlitt.go.jp/ky/ki/chousa/ud49g7000000d2h4.html>

YouTube チャンネル（「食（しょく）」っていいね！北海道）

<https://www.hkd.mlitt.go.jp/ky/ki/kouhou/slo5pa000000kqjh.html>

◆お問い合わせ先

〒060-8511 札幌市中央区北8条西2丁目

北海道開発局 開発監理部 開発調査課

電話：011-709-2311（内線 5445）



北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

● 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

● 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

● 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

● 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

● 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金について】検索 →



「次世代半導体産業立地推進ポータルサイト」のご紹介

(北海道)

令和5年2月28日、Rapidus 株式会社が、次世代半導体工場の建設予定地として、北海道千歳市を選定しました。

Rapidus 株式会社が技術開発・量産製造を目指す次世代半導体は、量子、AI などを含むさまざまな分野で大きなイノベーションをもたらし、我が国半導体産業の再興・発展、デジタル化・カーボンニュートラル、更には経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術です。

その製造に加え、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の本道立地の実現は、道が振興してきた、ものづくり・デジタル産業の飛躍はもとより、「メイドイン北海道」の次世代半導体を通じた、我が国経済・社会のイノベーションや経済安全保障への貢献、さらには世界中から研究者や技術者が集うデジタル人材拠点の形成につながることが期待できます。

道では、国や地元千歳市とも密接に連携し、国家プロジェクトでもある Rapidus 株式会社の最先端半導体工場の整備が円滑に進められるよう取り組んでおり、「次世代半導体立地推進ポータルサイト」により、道民向けセミナーのご案内やアーカイブ動画など様々な情報を発信しています。

◆HPはこちら

次世代半導体産業立地推進ポータルサイト

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jhs/index.html>

◆お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎9階
北海道 経済部 産業振興局 次世代半導体戦略室
電 話：011-206-6189(ダイヤルイン)